

長崎市監査公表第 16 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年 8 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 西 田 実 伸
同 山 口 政 嘉

1 監査の種類

定期監査及び行政監査（平成 30 年 11 月 26 日付 長崎市監査公表第 14 号）

2 監査の期間

平成 30 年 4 月 3 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	文化観光部	遠藤周作文学館

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
遠藤周作文学館	<p>(1) 遠藤周作文学館の観覧料について</p> <p>遠藤周作文学館の観覧料は、長崎市遠藤周作文学館条例第3条で定める別表及び同条例施行規則第6条により団体割引は10人以上で1人250円、さらに本市に住所を有する者以外の者で障害者手帳を所持する者等は観覧料の5割に相当する額を減免することができる」と規定されている。条例及び規則に基づき計算すると減免額は125円となるが、10円未満を切り捨て120円とし、差引額130円を観覧料として徴収していたので、条例及び規則に則り適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>長崎市遠藤周作文学館条例及び同条例施行規則に基づく、適正な観覧料を徴収することとした。</p>